

6 総務省

令和6年7月29日(月) 8:30 現在

総 務 省

7月25日からの大雨に関する被害状況等について（第13報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固 定	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・被害情報無し
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携 帯 電 話 等	NTT ドコモ	・ <u>2</u> → <u>1</u> 市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 山形県（1市） 酒田市 ※役場エリアに支障なし ※合計 <u>4</u> → <u>3</u> 局停波 (内訳) 山形県 3局
	KDDI (au)	・ <u>1</u> 市の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 山形県（1市） 酒田市 ※役場エリアに支障なし ※合計 5局停波 (内訳) 秋田県 1局、山形県 4局
	ソフトバンク	・ <u>4</u> → <u>3</u> 市町村の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 山形県（<u>4</u> → <u>3</u> 市町村） 酒田市、最上町、鮭川村 ※役場エリアに支障なし ※合計 <u>17</u> → <u>11</u> 局停波 (内訳) 山形県 <u>17</u> → <u>11</u> 局
	楽天モバイル	・ <u>エリア支障なし</u> ※合計 4局停波 (内訳) 山形県 4局

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報無し
 - ・市町村防災行政無線：被害情報無し
- （注）自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ・ラジオ）>

- ・被害情報無し

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	現状	影響世帯数	備考
秋田県由利本荘市の一部	由利本荘市	調査中	19 世帯	光ケーブル断線

<コミュニティ放送>

- ・被害情報無し

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・窓口休止 97 局

（内訳）

- ・秋田県 12 局
- ・山形県 85 局

<配達業務関係>

- ・大雨の影響により、以下の局において集配業務を休止中。
（秋田県）本荘局（一部地域）、湯沢局（一部地域）
（山形県）酒田局（一部地域）、鶴岡局（一部地域）、新庄局（一部地域）

4. 市町村の行政機能の確保状況（7 月 27 日（土）16 時 00 分現在）

市町村の行政機能の確保状況について、秋田県、山形県（及び戸沢村・鮭川村）への聞き取りを行ったところ、各市町村の状況について、以下のとおり、回答あり。

・山形県戸沢村

大雨の影響により、7 月 26 日（金）3 時 10 分頃に停電が発生し、現在は、村役場の非常用電源を用いているが、電力状況が不安定なため、必要最小限の業務を継続中（固定電話は通話可能。非常用電源は、72 時間程度は使用可能とのこと。）。また、内水氾濫により、一時、役場庁舎の 1 階の一部が浸水していたが、現在は解消している。

→ 7 月 27 日（土）16 時頃に、村役場庁舎の停電が復旧したことを確認。

・山形県鮭川村

大雨の影響により、7 月 25 日（木）23 時 30 分頃に停電し、同時に固定電話、ネット回線が遮断された。非常用電源を活用して業務を継続したが、現在は、電力は復旧している。また、7 月 26 日（金）16 時頃に、通信環境も回復している状況。

Ⅱ 総務省の対応状況

- 7 月 25 日（木）13 時 05 分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 7 月 26 日（金）0 時 58 分、災害対策本部に改組

○ 被災地への総務省職員の派遣

通信サービス等の確保に関しては、職員を山形県災害対策本部に2名（7/27、7/28、7/29）派遣。

<電波利用料>

7月25日（木）及び7月26日（金）、災害救助法の適用を受けた東北総合通信局管内の地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

避難所に、衛星携帯電話端末、充電器等（総務省保有機器を含む）を貸出し。

2. 放送関係

（1）NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和6年7月から令和6年8月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

（2）（株）WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

（3）（一社）衛星放送協会・スカパーJ S A T（株）

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

3. 日本郵政グループ関係

○災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施を7/26（金）午後に報道発表

<貯金関係>

・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

<かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約関係>

・保険金の支払い等の非常取扱い等

大臣官房総務課防災・調整係

電 話 03-5253-5090

F A X 03-5253-5091